

# 平成19年度決算に基づく健全化判断比率等の公表

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。この法律では、財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため、「健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）」と「資金不足比率」という財政指標が定められ、平成19年度決算から各比率の公表が義務づけされることになりました。また、各比率には基準が定められており、平成20年度決算の比率から基準を上回った場合は、基準未満とすることを目標とした財政健全化計画の策定等が必要となります。

泉崎村の平成19年度決算に基づく各比率は下表のとおりです。平成20年度決算に基づく比率では歳出削減などを行い基準を下回るよう努力して参ります。

## 1 健全化判断比率

泉崎村の比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
泉崎村の比率	—	—	26.3%	151.3%
*早期健全化基準	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
*財政再生基準	20.0%	40.0%	35.0%	

(注) 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、比率が算定されないことを表します。

### 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額(※)の標準財政規模(※)に対する比率。

福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

### 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金(※)の標準財政規模に対する比率。

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものです。この比率は3ヶ年平均で、上表の26.3%は17、18、19年度の平均です。

### 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額(※)の標準財政規模に対する比率。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。

### 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等（退職手当、一部事務組合、第三セクターへの負担見込額など）の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものです。

## 2 資金不足比率

公営企業会計の名称	資金不足比率
病院事業会計（法適用）	—
水道事業会計（法適用）	—
工業用地造成事業会計（法適用）	—
住宅用地造成事業会計（法適用）	—
農業集落排水処理事業特別会計（法非適用）	—
*経営健全化基準	20.0%

(注) 「—」は、資金の不足額がないため、比率が算定されないことを表します。

### 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である事業収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。なお宅地造成事業である工業会計と住宅会計は（資本+負債）が事業規模になります。

.....用語の解説.....

※実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額。

※標準財政規模：合理的かつ妥当な水準において行政を行うための標準的な一般財源の規模を示したもので、標準税収入額(法定普通税の基準税額の合計)等に普通交付税を加算した額。

※資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業は流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本とし、法非適用企業は一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本とする。(法適用企業は企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は一般会計と同じく、地方自治法に基づく財務処理を行う。)

※準元利償還金：元利償還金に準ずるとされるもので、公営企業に対する一般会計からの繰出金のうち公営企業が発行した地方債の元利償還金に充てたとされる額や一部事務組合等が発行した地方債の元利償還金に対する負担金、また債務負担行為（数年度にわたる工事を一括して契約するなど将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出のうち元利償還金に準ずるものなど。